

佐賀県告示第223号

佐賀県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則（昭和39年佐賀県告示第334号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第2条 閲覧所は、佐賀県 <u>県土づくり本部</u> 土地対策課内に置く。	第2条 閲覧所は、佐賀県 <u>県土整備部</u> 土地対策課内に置く。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。